

## 交渉の議事要旨

(開催日時)

平成24年4月16日(月) 16:00~17:00(60分)

(開催場所)

函館開発建設部2階会議室

(出席者)

当局側(函館開発建設部)

高橋 敏彦(函館開発建設部長)、渡部 明雄(函館開発建設部次長)

樺澤 孝人(函館開発建設部次長)、橋詰 知喜(函館開発建設部次長)

小澤 雅幸(総務課長)

職員団体側(全北海道開発局労働組合函館支部)

佐藤 豪(執行委員長)、服部 雅欣(書記長)、尾野 誠(執行委員)

千葉 誠(執行委員)

(議題)

1 当部における超過勤務の縮減について

2 当部職員の健康管理について

(要求書に対する回答)

要求書のうち、取り決めた交渉議題について回答(別紙のとおり)。

(発言概要)

【議題1:当部における超過勤務の縮減について】

(職員団体) 平成23年度の超過勤務の状況及びこの間の超過勤務縮減対策とその成果について確認したい。

(当局) 超過勤務の縮減については、職場の超過勤務の実態等を踏まえ、業務運営の一層の簡素・効率化を図るとともに、週休日及び休日出勤の縮減、定時退庁日における定時退庁の促進に努めるなど、できるだけ超過勤務が少なくなるよう努力してきたところである。

当部全体の平成23年度の超過勤務の状況は、平成22年度と比較し、月平均で若干増加したところであるが、第1四半期及び第4四半期については、減少したところである。特に第4四半期においては、例年、超過勤務が増加する傾向にあり、かつ、様々な業務処理がある中において、超過勤務が減少した事は、管理者が主体となり超過勤務の縮減に取り組んだことに加え、職員一人一人の努力によるものが大きいと考えている。

(職員団体) 今年度の超過勤務縮減対策はどのように考えているのか確認したい。

(当局) 昨年度までの取組を今年度においても実施し、これらに加え、超過勤務縮減を平成24年度業務運営プランの全課所共通の重点事項のひとつとするよう課所長を指導しているところである。

(職員団体) 各課所長の対応を見ると、業務の進行管理が全く行われず、単なる超過勤務の時間管理となっているように受け止められる部分がある。

組合としては、当局が超過勤務の要因をしっかりと把握及び分析し、その要因を減らすあるいは無くするための対策を講じることを求める。

(当局) 業務量や業務の難易度に応じた職員への適正な業務の配分に努めるほか、工事及び業務の発注・設計変更時期等の調整による業務の平準化、長時間超過勤務者との個別面談の実施など、引き続き、きめ細かな業務の進行管理を

行うとともに、業務の簡素・効率化等を図り、超過勤務が少なくなるよう努力していきたい。

(職員団体) 当部においてもスタッフ制が進んでいるが、スタッフ制について当局の認識と今後の対応を聞かせてもらいたい。

(当局) スタッフ制のメリットを活かし効率的な業務処理を図るよう、引き続き、課所長を指導し、超過勤務縮減に努めていきたいと考えている。

(職員団体) 一月60時間超の超過勤務となっている職員が「手当の支給」か「超勤代休時間の指定」かをきちんと選択できるような職場環境となるよう求める。

(当局) 超勤代休時間制度が、長時間超過勤務を行った職員の健康及び福祉の確保に特に配慮したものであるとの趣旨に基づき、職員があらかじめ超勤代休時間の指定を希望しない旨を申し出た場合を除き、超勤代休時間の指定に努めるよう管理者を指導しているところである。

#### 【議題2：当部職員の健康安全管理について】

(職員団体) 健康診断の受診率が向上するよう、当局の職員に対する健康管理の責任が十分果たされるよう当局の努力を求める。

(当局) 業務の都合で健康診断を受診できないことのないよう、職場の管理者に対して指導しているが、引き続き、指導を徹底してまいりたい。

(職員団体) 自操運転による職員の健康安全管理について、当局の考え方を聞きたい。  
また、自操運転を進めるに当たっては、命令者としての判断や責任が曖昧にならないよう、しっかり指導するよう求める。

(当局) 自操運転については、運転者の健康状態や道路情報及び気象情報など、職員の安全確保に十分留意しているところである。また、自操運転職員向けの交通安全講習会の開催や「自操運転における交通事故対応マニュアル」の職員周知等により、引き続き安全管理対策の充実を図っていきたい。

※文責は函館開発建設部当局（今後修正があり得る。）

## 交渉議題に係る回答メモ

平成24年4月16日

### 当部における超過勤務の縮減について

超過勤務の縮減については、当部としても重要な課題であると考えている。本来、業務は勤務時間内で処理することが望ましいと考えるが、業務の性質や時期によっては、超過勤務が避けられない場合がある。

当部としては、職場の超過勤務の実態等を踏まえ、業務運営の一層の簡素・効率化を図り、業務の円滑な進行管理を行うとともに、週休日及び休日出勤の縮減、定時退庁日における定時退庁の励行など、超過勤務の縮減に努めてきたところである。

また、超過勤務を命ずる場合には、職員の健康を害しないように考慮しているところであり、今後とも、この点に十分配慮するとともに、きめ細かな業務の進行管理に努めるよう、管理者を指導していきたい。

### 当部職員の健康管理について

健康・安全管理は、職員が職務を遂行する上で重要な問題であると認識しており、当部としては、健康管理計画に基づき、各種の健康安全教育のほか、定期健康診断等による健康管理、執務環境の点検整備等による安全管理を計画的に推進し、職員の健康の保持増進と安全管理を図っているところである。

健康管理計画については、計画作成の際に広く職員の意見を聴いているところであり、平成24年度においては、特に、生活習慣病対策、超過勤務に係る臨時の健康診断・面接指導の実施、公務上等災害の防止及びメンタルヘルス対策の4つを重点事項として取り組んでいくこととしている。

なお、公務上等災害については、その根絶に向け、職場点検や災害の発生状況の周知などを行い、職員に対する安全意識の高揚、安全教育の実施などの取組に一層努めていく考えである。

また、メンタルヘルス対策については、カウンセリング制度や健康管理医（精神科医）の積極的活用のほか、特に管理者への教育の徹底を図り、予防に努めるとともに、人事院の指針に沿った円滑な職場復帰支援策を進めていきたいと考えている。